

審 第 1 1 2 8 号

答 申 第 2 5 3 号

令和2年8月25日

千葉県教育委員会教育長 澤川 和宏 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月19日付け〇〇第〇〇号ー〇〇による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第237号

平成30年5月11日付けで審査請求人から提起された、平成30年3月14日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年3月14日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

(1) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、次の部分は開示すべきである。

ア 平成〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜前期選抜及び後期選抜の学力検査（以下「本件学力検査」という。）の解答用紙（以下「本件解答用紙」という。）のうち、数学に係る部分

イ 国語、英語、理科及び社会に係る本件解答用紙のうち、本件学力検査の正解表の「配点及び注意」欄に採点基準の記載がなされていない問題番号に係る部分

なお、当該問題番号は、各教科ごとに次に掲げるとおりである。

(ア) 国語

a 前期選抜のうち、一(3)、二(1)から(4)まで、三(1)から(5)まで、五(2)から(4)Iまで、六(3)並びに七(1)及び(2)

b 後期選抜のうち、二(1)から(4)まで、三(1)から(5)まで、五(3)及び六(1)から(3)Iまで

(イ) 英語

a 前期選抜のうち、4のNo. 1及びNo. 2並びに5(1)及び(2)

b 後期選抜のうち、2①、5(1)①及び6(3)

(ウ) 理科

a 前期選抜のうち、5(3)s及び9(3)

b 後期選抜のうち、3(2)(b)、5(2)及び(3)並びに8(3)

(エ) 社会

前期選抜のうち、3(4)

(2) 実施機関が行ったその他の決定については妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）の法定代理人として、平成30年3月8日付けで、実施機関に対し、

千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜（〇〇高校前期選抜及び後期選抜）における学力検査・作文の答案（採点結果を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「平成〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜〇〇高校前期選抜及び後期選抜学力検査の全教科の解答用紙計10枚並びに「作文」用紙1枚合計11枚」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成30年5月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月19日付け〇〇第〇〇号一〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

口頭開示請求により開示される「学力検査の総合得点及びその教科別得点」では分からない正答（もしくは誤答）の箇所を把握し、自身の解答内容、採点結果を精査するために開示請求を行ったが、答案用紙は開示されたものの採点記録は開示されなかった。

解答内容、採点結果の精査には、採点結果の開示が必要不可欠であり、改めて学力検査及び作文における採点記録を含めた開示を請求する。

(2) 本件審査請求の理由

ア 千葉県立〇〇高等学校（以下「本件高校」という。）の入試では、調査書のほか学力検査と作文により合否が決定されることとなっており、受検者にとっては、学力検査と作文の採点記録は極めて重要な自己情報であり重大な関心事である。受検者は当然にそれを知る権利がある。

イ 採点記録を開示しない理由として「評価をめぐって混乱が生じ、事務遂行に支障を及ぼす」ことが挙げられているが、どのような混乱が生じ、どのような支障を及ぼすのかといったことが明らかではなく、こうした具体性のない理由をもって、原則開示されるべき自己情報の開示を拒むのは、条例の趣旨に反する。

ウ 東京都や神奈川県では公立高等学校の入試において採点記録も含めた開示が一般化しているが、入試に係る事務に大きな混乱や支障が出ているといった話は聞かれず、むしろ受検者はもちろん学校関係者からも入試の透明性を高めるうえで有意義であると評価されているようである。

千葉県（本件高校）では採点記録を開示しない理由である「評価をめぐって混乱が生じ、事務遂行に支障を及ぼす」は杞憂ではないかと思われる。仮に東京都や神奈川県では開示できて、千葉県では開示できない理由があるならば、それを明らかにすべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件文書の特定及び内容について

ア 本件文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し本件決定を行った。

イ 本件文書の内容について

平成〇〇年度千葉県公立高等学校第1学年入学者の選抜（前記選抜及び後期選抜に限る。）は、実施機関が定めた「平成〇〇年度千葉県公立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の方法等」等に基づいて各県立高等学校において実施されたものである。

当該各学校は、この選抜の方法等に基づき、中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び当該各学校において実施した検査の結果を資料とし、当該各学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して当該選抜を行っている。

本件文書は、当該選抜において、本件高校を受検した本件生徒の解答に関するものであり、本件生徒の個人情報に記載されている。

そして、本件文書は、次の（ア）及び（イ）に掲げる問題の形式に対する本件生徒が解答した部分、採点の記録等で構成されている。

(ア) 多肢選択方式問題

与えられた選択肢の中から選択し、それに付された単純な記号によって解答するもの。

(イ) 記述式問題

次に掲げる問題の形式に分けることができる、多肢選択方式問題以外の問題。

a 受検者の解答が正解に完全に一致しなくても、一致の程度に応じて部分的に点数を与えることができるもの。

b 正解に完全に一致しなければ点数を与えることができないもの。

(2) 本件決定の理由について

ア 不開示部分について

本件文書中、採点の記録（客観的な記号を選択する方式で解答したものを除く。）は、条例第17条第6号に該当するとして、不開示としたものである。

イ 本件決定の通知書における不開示理由について

実施機関が行う学力検査に関する情報であって、開示することにより、評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ 条例第17条第6号該当性について

学力検査の問題は、単に知識を問うものだけではなく、思考、判断力、表現力等様々な観点から受検者の資質、能力を判定するために作成されている。そのため、思考、判断、問題を解決する過程を評価するために部分的に点数を与える前記(1)イ(イ)aのような問題も出題される。

このような問題を採点する基準については、各県立高等学校の裁量により設定され、当該各学校で異なるものであり、このような点数を含む本件決定における不開示部分を開示した場合、受検者等が独自に行った採点と当該学校が行った採点が異なる場合が生じる等受検者等と当該学校との間に無用の混乱が生じるおそれを否定することはできない。

このような混乱を避けるために、このような問題を避けると、前記(1)イ(ア)のような多肢選択方式問題等とせざるを得なくなり、入学者の選抜における学力検査の問題により、単に知識を問うだけではなく、思考、判断力、表現力等様々な観点から受検者の資質、能力を判定し、適切に受検者の多様な学力を測ることが困難となり、入学者の選抜における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当する。

また、前記(1)イ(イ)aのような問題以外の前記(1)イ(イ)bのような記述式問題についても、不正確な文字で書いてあった場合等に当該各学校が行う評価における裁量性を払拭することはできない。

したがって、当該問題を採点する基準についても当該各学校の裁量により設定され、この基準に基づいて採点した結果に対して、無用の混乱が生じるおそれがあることは前記のとおりであり、入学者の選抜における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当する。

さらに、本件決定における不開示部分を開示した場合、採点において重視する内容が個別に判明する等採点の基準を推測することが可能となり、問題別の詳細な配点、答案の採点、評価の仕方等を推測し、画一的な解答を受検者が事前に準備することが可能となる等これに対応する対策が可能となり、今後の入学者の選抜における事務に関し、公平、公正、的確に受検者の学力を把握することが困難になるおそれがあることから、条例第17条第6号に該当する。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、前記3(2)のとおり、主張する。

しかし、前記(2)ウのとおり、本件決定における不開示部分について

は、受検者等と当該学校との間に無用の混乱が生じるおそれを否定することはできない等入学者の選抜における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第6号に該当する。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、本件生徒が本件高校を受検した際の本件解答用紙及び作文用紙である。

イ 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、本件解答用紙のうち、前記4(1)イ(イ)の記述式問題に係る採点記録の情報(以下「本件不開示情報」という。)である。

ウ 実施機関は、本件不開示情報について、条例第17条第6号に該当するとして不開示は妥当であると主張するので、以下、検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第17条第6号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としており、典型的なものを同号イからへまで例示的に掲げている。

イ 本件学力検査の正解表の「配点及び注意」欄に採点基準の記載がなされている問題番号に係る本件不開示情報

本件学力検査の正解表(以下「本件正解表」という。)の「配点及び注意」欄においては、問題番号によって「正解文の趣旨にそっていればよい。」、「同趣旨ならば正解とする。」、「部分点を与えてもよい。」等(以下「採点基準」という。)の記載がある場合と採点基準の記載がない場合がある。

実施機関の説明によると、採点基準に基づく採点については、各高等学校の裁量により行われるものであるから、各高等学校により異なることである。そして、採点基準の記載がある問題番号に係る本件不開示情報を開示すると、受検者等が独自に行った採点と各高等学校が行った採点とが異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して不平不満を主張することがあり得ることは想定できることであり、そのような不平不満に対して、各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれを否定することはできない。

そうすると、採点基準の記載がある問題番号に係る本件不開示情報を

開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 本件正解表の「配点及び注意」欄に採点基準の記載がなされていない問題番号に係る本件不開示情報

本件正解表の「配点及び注意」欄において、採点基準が記載されていない問題番号に係る本件不開示情報については、本件正解表に記載された「正解」によって一義的に定められるものである。そのため、採点基準が記載されていない問題番号に係る情報については、各高等学校の裁量は認められず、前記イのような受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれは認められない。

そうすると、採点基準の記載されていない問題番号に係る本件不開示情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

エ 数学に係る本件解答用紙

本件解答用紙のうち数学に係る部分については、得点が100点であって全問正解していることから、前記イのような受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれは認められない。

そうすると、数学に係る本件不開示情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

オ したがって、本件不開示情報のうち、国語、英語、理科及び社会に係る本件解答用紙に記載された前記イの情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であるが、国語、英語、理科及び社会に係る本件解答用紙に記載された前記ウの情報及び数学に係る本件解答用紙の情報は、開示すべきである。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

審査請求人は、本件開示請求において、前記2(1)のとおり、「作文の答案(採点結果を含む)」の開示を求めていることから、審議会において、実施機関の職員に対し、作文の採点方法について聞き取りを行ったところ、作文の採点は作文用紙とは別に採点表により行っているとのことであった。

そうすると、作文の採点表を特定しなかった実施機関の判断には誤りがあるので、当該文書を特定し、改めて開示決定等を行うべきである。

しかしながら、審議会事務局職員が実施機関の職員に対し、当該文書につ

いて確認したところ、当該文書は保存期間を満了しすでに廃棄したとのことである。

今後、実施機関においては、千葉県教育委員会行政文書管理規則（平成13年教育委員会規則第14号）第12条の規定により、必要に応じた保存期間の延長を行う等、行政文書の適正な管理に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年6月19日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和2年1月28日	審議（令和元年度第9回第2部会）
令和2年2月27日	実施機関口頭理由説明 審議（令和元年度第10回第2部会）
令和2年3月24日	審議（令和元年度第11回第2部会）
令和2年6月22日	審議（令和2年度第1回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者